

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## 加算税がかかるのはどんなとき?

Q: 会社の確定申告に誤りがあるとかかる加算税について教えてください。

A: 加算税はペナルティーとしての性格を持つもので、過少申告加算税、無申告加算税、重加算税、不納付加算税の4種があります。

### 【解説】

#### (1) 過少申告加算税

期限内申告書（期限後申告書も含む場合があります）を提出し、その後、修正申告書の提出又は更正があったときは、それらに基づき、原則として納付すべき税額の10%相当額の過少申告加算税が賦課されます。

#### (2) 無申告加算税

次の場合には、その申告、更正又は決定に基づき、原則として納付すべき税額の15%相当額の無申告加算税が賦課されます。

①期限後申告書の提出又は決定があった場合、②期限後申告書の提出又は決定があった後に修正申告書の提出又は更正があった場合

#### (3) 重加算税

(1)、(2)の計算の基礎となるべき税額が隠ぺいや仮装による申告や申告をしなかったときは、(1)、(2)の扱いに代え、その基礎となるべき税額に(1)は35%、(2)は40%相当額の重加算税が賦課されます。

#### (4) 不納付加算税

源泉徴収による所得税が期限までに完納されなかった場合には、原則として納付すべき税額の10%相当額の不納付加算税が賦課されます。

